

令和6年度第1回阪南市人権擁護に関する審議会会議録	
日時	令和7年2月20日(月)午後2時～午後3時20分
場所	阪南市市役所 第4会議室
出席者	石川 正章、石橋 壽子、石本 喜美代、岡田 耕治、神野 末良、車谷 雅子、澤井 万有美、西村 壽子、福岡 賢次、(50音順)
事務局	魚見総務部長、人権推進課 戸崎、井田
開会	・会議の成立宣言(「阪南市人権擁護に関する審議会規則」第6条により、委員総数の半数以上の出席を得たため) 13人中9人出席 ・総務部長挨拶 ・委員紹介 ・事務局紹介 ・以降、案件について、会長が進行
会長	それでは、会議次第にもとづき、審議会を始めたいと思います。案件1の「令和5年度人権擁護審議会意見と取組状況」および案件2の「阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について」案件3の「人権施策推進基本計画にかかる進捗管理報告」説明について、事務局からお願いします。
事務局	資料1 をご覧ください。 人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について 左が昨年度審議会からいただきました意見、右が取組状況となっております。 ①施策評価について ・担当課評価基準についての規定や、進捗管理について前年度との比較を記載されたいとのご意見に対し、進捗管理表を担当課より集約し、資料2において比較を掲載しました。 ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止」のために実行できなかった活動については、工夫して取り組むこと。については、取組という形ではないですが、「新型コロナウイルス感染症拡大防止」が5類に移行したことに伴い、コロナ禍以前の状況の実施状況に戻っています。 2.阪南市人権行政施策について ①障害者差別解消法は企業や店舗などの事業者や行政機関等が障害のある人に対して「不当な差別的扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」及び「環境の整備」を行うこととした法律で、令和6年4月1日から民間の事業者の「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体など同様に「義務」とされる。 障害者差別解消法は障害の「社会モデル※」の解消を目的にしている。障害の「社会モデル」の解消は、高齢者、生活困窮者、子育て妊婦などすべての配慮が必要な人たちに対しても該当する。法改正に伴う事業者に対する合理的配慮の義務の周知広報や相談窓口の主担課を明確にし、取り組むこと。 との意見について、市民福祉課において、「ふくしのてびき」やホームページ等で啓発

を行い、また関連事業所にも周知啓発を行っております。また庁内においては、人権推進課において、職場における障がいのある人への合理的配慮について研修を行いました。

②阪南市人権施策推進基本計画推進のため進捗管理に取組に意義がある。人権行政推進委員会、人権行政本部会議等の人権行政を推進する庁内体制を評価している。「差別事象対応マニュアル」は他市町村にない取組で、様々な人権課題に対応するよう改正作業を進めるとともに、実際にマニュアルが発動された事案など情報共有し、人権行政推進に努められたい。との意見でしたが、「差別事象対応マニュアル」は、人権行政推進委員からの意見を基に、「感染症」及び「性的マイノリティ」に関する人権問題について改訂を行い、庁内で共有し、人権行政の推進に取り組みました。これら審議会意見を、各課所属の人権行政推進委員に書面で伝え、令和5年度進捗管理を行い資料3・4にまとめました、次の資料2で説明いたします。

案件2と3はまとめて説明します。

資料2の1頁をご覧ください。

本市の人権施策推進基本計画の取り組むべき主要課題についてです。従前より審議会にてご説明していますように、「阪南市人権擁護に関する条例」第4条に基づき、人権擁護等の施策について総合的かつ計画的に推進するものとなっており、それにより、阪南市人権施策推進基本計画を策定し、そちらに記載されている、取り組むべき10個の主要課題について、進捗管理を行っているところです。

続いて、資料3【活動指標】による進行管理をご覧ください。前年度と比較して矢印が上向きは38項目中12項目、指標15「男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数(男性料理教室)」は参加者が昨年度は552人と大きく増加しましたが、今年度は245人減少し207人となりました。

矢印が下向きは38項目中14項目で、前年度と比較して変動は12項目です。また健康教育参加数が合計で1761人報告があり、昨年の参加者数を大きく上回りました。戻って、資料2の2頁をご覧ください。ローマ数字Ⅱの「重点項目の推進」ですが、現在、3つについて重点項目として取り組んでいます。

1点目 ア 性的マイノリティについての認知度の向上です。

1)から4)までの取組の中で、特に、市役所内の取組として、4) 性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。

2点目重要項目、イ「同和問題(部落差別)をはじめ、さまざまな人権課題についての教育・啓発」については、1)市民向け講座、2)人権推進課職員をはじめとした職員教育のための関係団体への派遣、など3頁から4ページにある表のとおり行いました。また、庁内において、3月に職員向けに電話対応の実践をしたいと思っています。

	3点目重要項目 ウ「阪南市本人通知等制度の周知について」は、1)～8)のとおり取り組みました。令和4年度から登録期間(3年)を廃止し、登録者が271人から295人と24名増加しました。 最後に、資料2、6ページのローマ数字Ⅲの事業別実施進捗状況報告の総括ですが、左に昨年度評価、右に今年度の評価を記載しております。 評価については4段階評価、分析グラフは、10課題のうち、9課題、280事業について各関係所管課が「2023年度実施実績」「担当課評価」の進捗管理に取り組みました。 担当課評価は「SABC」の4段階で、S評価は4事業から3事業になりました。A評価は178事業で、活動目標数値は達成していますが成果目標は達成していないとの評価です。B評価は98件、C評価が前年の3件から1件に減少しています。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で参加型事業を実施するなど、事業に取り組む工夫を行いました。5類に移行したためコロナ前に近い形で事業を実施しています。 S評価3事業にうちの取組の1つが市民福祉課の取組です。市民福祉課では地域での活動を支援するために小地域ネットワークという事業を実施しており、まちなかサロンや個別支援活動が校区地区単位で行われるなど地域でのコミュニティ形成に役立っています。その他、事業別実施進捗状況については、記載の通りでございます。 以上で説明を終わらせていただきます。
会 長	事務局から以上の説明がありました。 それでは、みなさま、ご意見をお願いいたします。
委 員	説明が早過ぎてついていけなかった部分があるのですが、この進捗状況は、SABCの形で評価したということになるんですね。SABCの評価そのものについて、障害者施策推進協議会でも、SABCで評価していることについて、疑問に思っていることがあり、SABCという内容について、誰が誰にとって、どのような形で評価しているのかという基準が、全然わからないので、その説明をお願いしてもよろしいですか。
事務局	人権推進課長でございます。まず追加資料で、SからCまでということで、基本的に評価するものというのが、事業担当課が自己評価ということになっております。評価基準につきましては、それぞれアウトプットという形で目標設定と、アウトカムという形で、実績、その乖離が少なければ少ないほど、Sということでご理解願いたいと思います。例えば、集めたい人数に対し実際に集まったということになったら、Sという形で評価しています。市役所の事業ですので数的な部分だけではございませんが、評価者は担当課からの報告ということになりますので、そのSABCの評価について疑問がある場合は、人権推進課とのヒアリングということがありますが、おおむね担

	当課報告からの聞き取りで、このような形で、評価という形では記録に残させていた だいております。 委員 例えば、障害者差別解消法の合理的配慮という部分で、尾崎駅前のところに障がい者用のスペースができたことをすごくアピールされていたので、実際に車を止めに行ったら、スペースには、障がい者マークとタクシーマークが一つの枠の中に書き込まれてたんです。障がい者マークのところに、停めていいんだなと理解して、駅に用事があったので停めたのですが、まずタクシーに追い出されました。次に、その前のスペースが少し空いていたので停めると、今度はバスが来てバスに追い出されたのです。結局、停められなかったで、どうしたものかと思って。警察の方に相談に行ったんです。ただ、警察の方からは、もう道路公園課の管理者の方に言って、おかしいという指摘をしている。でも、私が言った時点ではもうでき上がってから半年以上経ってたんですよ。それは、こういう形で出てくるときに、Aなのか、S、Cなのか、Bなのか。そういう判断というのは、本人は、ここは障がい者とタクシーが停めるための乗り降りするためのスペースとした事業は、合格になっているのか。もう使う方にすると、もう本当に合理的配慮も何もあったものではない状況になっていた。警察からも指摘を受けていた。というのは、事実としてどういうことになるのかなと、すごく悩んだ一件ではあったんですね。その後、去年の12月にやっとタクシーという文字は消えましたが、その横にタクシー乗り場であるという、看板はずっと立ったままです。なので、タクシーはきっとそこに停めてお客さんを乗せていくであろうということを想像できますし、一応、タクシー会社の方には、そこへの前に停めるように、私が停めて追い出されたバスに追い出された場所に停めてお客さんを乗せていくようにっていうふうに、タクシー会社がバスの会社には言ってるっていうことなんですけど。実際そんなことあるのかなっていう。私も一日中そこに行ってみはるわけにもいかないので、ただ、私が停められなかったときは、タクシーはずっとそこで客待ちしてた事実があります。なので、当該タクシー会社が阪南市で唯一のタクシー会社で、とても市民の足としては、とても便利な交通機関であることも事実なので、障がい者に対する配慮よりも、タクシー会社に対する配慮の方が優先した事実もわかるんですけど、でも、合理的配慮はどうなっているのか、そこになぜ枠を作ったのか、なぜそういうことになったのかということに対する振り返りは、この中では見られない気がしたので、このAとかBとかCとか、或いはSとかっていう意味が私には理解できなかったっていうのが、実際の感覚です。よろしいでしょうか。
事務局	資料4に、そういった駐車場の関係というのが、この度ご議論いただいています阪南市人権擁護に関する計画が策定された時の調査項目でございまして、行政としましては、そういった駅前整備は、本市の都市整備部が管轄する所管でありまして加えて、道路公園課の方では、例えばカーブミラーであるとか、放置自転車のことでという形での報告を求めていますので、こういった今、委員がご提言いただいたところ

	というのは、実際のところ我々、人権推進課職員も初めて聞き及ぶことでございますので、今日はこういった形で、委員としてご提言いただいたということを真摯に受けとめて、次年度の評価につなげるということで、ご認識願いたいと思います。 何度も言い訳するようで恐縮ですが、計画にて設定した調査項目にない場合は担当課からの発信がないと、人権推進課も人権的側面での、評価ができかねるところがあります。その辺のところ委員からすれば、ややもすれば不満、或いは、不十分だという回答というのは、私自身も思っておりますが、次年度以降の改善点ということでお知りおきいただければと思います。
会長	よろしいでしょうか。
委員	一応解決はしてるので、いいと言えばもういいことではあるんですね。別に、ここに上がってようが上がってまいが、現実にはそういう状況があるということを、この委員の皆さんに理解していただけることの方が、私にとっては大事なことで、ここに書かれていることが全てではないということが、よくわかったということなんです。また、障がい者の問題だけではなくて、子どものことについても、地域でいろんな問題が起きてたとしても、本来であれば、私の経験からしても、家の中で起こっていることを外に子どもが言うっていうのは、ほばないと思っていただいた上での、いろんな子どもの人権も含める。相談体制を作っていただきたいなって思っています。家の中がどんなに荒れていても、どんなに子どもが家の中で、つらい思いをしていても、それを、外に向かっていくときには、子どもは明るくて元気で楽しそうに生きてる姿を見せます。でも本当は家に一步入ったら辛いことだっていっぱいある。それを言うと家の恥になるので、言えない。そういう気持ちを抱えた子どもたちがいっぱいいるかもしれないんだよって。思った上での、いろんな対策作りをしていただけると。私としてはありがたい。自分が、71歳になりますけど、60年前、本当につらい時期を生きてる人間としたら、こういうふう to 子どもたちにスポットが当たって、人権が守られて、子どもたちが安心して暮らせる町になる一步が今かかったとしたら、それはきちんと進めていただきたいなって、本当に思う気持ちがいっぱいなんです。だから駐車場一つの問題かもしれませんが、でも、それすら見逃されていくのであれば、もっともっと、しっかりした目を向けてくださる方が、1人でも増えることが、私にとったらこれからの阪南市のいいところになるんじゃないかなと思っています。よろしくお願いします。
会長	今、委員からご指摘のあったのは、自己評価をどういうふうに、精度を上げるかという問題点について指摘があったのではないかと思いますので、一つ大きな定義として受けとめて、それぞれ、自己評価については担当課自分らが設定した目標を単に数字でクリアしたかどうかということではなくて、どのように、自分たちが対象としている人に届いたのかと、というようなことも含めて評価をしていただきたいと思います。

	す。 続きまして、先ほどの事務局から説明で何かご意見ご質問ございますか。
委員	今、委員さんがおっしゃったように、やっぱり一覧表のA評価B評価、それだけではない。それぞれの担当課の取組としてまとめられているんだと思うんですけども、そこにあらわれない。やっぱり人権が守られてるのかどうかっていうようなことは、常に、考えていかないといけないし、実際に声を上げていかないと、担当課もわからない部分があるかと思いますので、委員さんは、もうすでに担当課には言ってて解決済みっていう解決はしてるんですかね。 そうになっているっていうことをお聞きしてよかったと思っています。重点目標の重点項目の推進の中に、性的マイノリティについての認知度の向上ってあるんですけども、学校園の基本方針の重点取組、そのように掲げて、学校サイドは、性的マイノリティの子どもたちが安心して学校生活が送れるということになっているんですけども、実際にこれは、子どもたちに向けての、性的マイノリティについての学習という部分については、この中のどこを見ればいいのかと思ってるのですが、もしもわかっている範囲があれば、教えていただきたいです。
事務局	資料4に男女共同参画の意識づくりがあるんですけども、その中で、例えば、保育所とか幼稚園の子どもさんに対しても、ジェンダー平等、性的マイノリティの前に、いわゆる男女共同、男女平等っていうところからの教育をスタートしておりまして、加えて小学生の高学年になりましたら、妊婦体験とか赤ちゃん抱っこ体験っていう形でまず、男女共同、或いは男女平等というところの、教育を取り組んでいると報告を受けております。4から5ページですね皆様お渡し資料につきましては、それ以外でも、性的マイノリティについては、中学生になったときの人権教育の機会を実施したということの報告はありますし、各校で工夫して、教育の機会というのをとらまえて実施していると報告はを受けております。
委員	やはりそのLGBTQの問題は、子どもたちにこそ、伝えて欲しいことなので、学校とすれば、人権とか、子どもの権利とかいろいろある中の一つかと思うので、今回は、学校によってばらつきがあったりするかとは思いますが、重点項目として取り組んだのであれば、これを限定して、LGBTの性のことを全般に伝えることなので、取り組んでもよかったのではないかと思います。
事務局	委員のご指摘については誠にありがたいことでございます。かなりセンシティブな話ということになりますが、我々も先ほど担当からご報告させていただきましたように、令和4年度に法で定められてる様式以外、庁内で使っている申請書類については、男女欄を廃止するようという形で、当時の市長名で、下達を行って、人権推進課で全件調査いたしまして、変えられるものは、条例の変更までを通知したというのが過

	去にございますので、そういった形での地道な取組、或いは学校現場の方では、実際にカミングアウトしたときの対応マニュアル、対応方法の考察とかいう、学校の現場の先生方の方もそういった形でとらまえてるということでもあります。ただ、委員がおっしゃられたように、重点項目であればもう少し具体的な実践と思うんです。人権推進課といたしましては、限られた予算の中で、例えば3年前に人権を考える市民の集いの中では、ジェンダーの方を主人公にした映画を上映するなど啓発事業に取り組んでいるところですが、今年度の重点項目と時期が合致しなかったというのはなかなか残念なことではございますが、そういった形で地道に事務局として事業実施を行っていますので、ご理解ご協力よろしくお願ひしたいと思っております。
会長	大阪府内の学校での取組などを聞くと、実際にこの事業で取り上げることによって、子どもの理解が深まるとか、或いは実際にLGBTQ+(プラス)の当事者を招いて話を聞くということが、一番、子どもの中に入っていくというようなことも聞いておりますし、大阪教育大でも、実際そのLGBTQの当事者の学生が、学校現場出かけて話をさせていただくケースもあって、そのことについての子どもたちの理解度や子どもたちからの反応というのが、(学生たちの)学びになったというようなことも聞いております。それぞれの学校での工夫ということになるかと思うので、取り組んでいただけたらと思っております
委員	この問題についてはここに書かれてる通り、ズボン、スカートの見直しということで本校でも、男子だからズボン、女子だからスカートというような考えではなくてということから始め、今まではもう、何とかそういう概念もなく、自分が過ごしやすい服装でということで、かなり数年前と様変わりしてきているなというふうに思っております。各園所ということですので、職員からということで当事者の方のお話を職員が聞くというようなところから始め、あとは、対応策をどのようにしていくのかということ各中学校区で研究を進めさせていただいております。また、子どもについては本校は小学校なので小学校の場合は1年生から6年生まで発達段階がかなり違いますので、養護教諭を中心に、どのように進めていったらいいかというのは、市内全体で話し合い、教職員で共有し、取り組んでいるところです。また、道徳の授業や男女共生に関わるような部分で、必ず履修しないといけないところで、加味しながら、教育していくことが大切な問題と考えます。今日、5年生の授業にいったのですが、男の子が、「やっぱりこのLGBTの問題についてもっと知っていくべきだ」という内容のことを言っていたので、子どもたちの間では一定の理解が進んでいます。しかし、ベースとなる必ずこれを教えなさいというものが今はないといひますか、それぞれの実態に應じながら必要なことなので教育を各校で行っている状況です。
会長	学校現場での取組も進んでるというご発言でした。

委員	委員に教えていただきたいんですけど、うちの子どもが中学生ぐらいのときに、スクールカウンセラーという存在が初めて、学校の方に、何か所か入っていたのですが、今もスクールカウンセラーの方はいらっしゃるんですね。
委員	月2回、3回ぐらい学校で配置されています。
委員	ずっといらっしゃるわけではないんですね。
委員	まず担任が、今回に関するような直接的な悩を聞いて保護者と本人とも相談しながら、カウンセラーにつないだという事例はございます。専門機関の方とも連携しながらということをやっています。
委員	この一覧表でC評価が一つあるのですが、どのような状態でしょうか。
事務局	C評価とは、資料4の12ページの介護保険課が担当している「地域支え合い会議における高齢者の個別課題への取組」という項目が、C評価になっています。内容としては、「個別地域ケア会議」「圏域別支え合い会議」を実施。H29年度からは、身近な地域福祉活動単位である小学校区でのネットワークを充実させるため「小学校区支えあい会議」を、令和元年度からは、地域共生の視点による「エリア会議」の実施とありますが、「問題解決機能の向上や社会資源の開発を図るまでには至っていない。」という理由でC評価となっております。
事務局	補足なんですけれども、おそらく今、担当が言いました評価根拠というのは、皆さんの方には、お示しさせていただいておりませんが、先ほど担当が言いましたようにおそらく会議の方で、人員が集まらなかったり、会議そのものが立ち消えになったりというところでの、アウトカム、アウトプットが十分にできていないということで、参加者数量ともに、普通、量質ともに、思ったところに到達していないということ。会議そのもの、会議体の形成であるとか、そういったところになってるかと思います。我々の方も、やはりSとCはやはり注目しますので、そのような形でのヒアリング結果で実際にきてないか、さっきも代表的な4つの会議の中で、2つぐらいできていないとかそういう形での報告は受けてますので今後、注力するということで、お話も聞き、担当課にも聞かせてもらってますので、そういったところで注目していただけるとありがたいです。
委員	高齢者に関する課題っていうところでは、2025年問題ってというのが、団塊の世代が75歳以上になるよというところと、その中で認知症がもう、5人に1人は認知症になるという話もあり、このケアの問題やそういった日常生活の中の高齢者が抱える問題が今よりもっと増えてくる可能性というのは、本当に、想像できる範囲になってきて

	る。私が住んでる箱の浦団地も、もう空き家ばかりか、もう色んなところからヘルパーさんがおうちに訪ねてきて、家の前に、止まってて、自宅で介護や看護を受けている方もたくさんいらっしゃる状況なんですね。阪南市としてはそういう状況が、この高齢者に関する課題の中で、今後、この2025年以降を考えて想定してる内容っていうのは、どれぐらい判断されてるのかが、ちょっと聞けたらなって、これは介護福祉課が考えることやとは思いますが、ヘルパーの数減ってますよ。施設入所よりも在宅になっていってくださいよ。在宅になって家族と一緒に暮らしたら、虐待が起きますよって、虐待起きたら、高齢者が認知症で虐待を受けてても、なかなか外から見えませんがよってという状況がもう、明らかにわかるような現状になってきてる中で、この高齢者に関する課題というのは、これから大きな問題を抱えながら進めていかないといけないのであれば、子どもの問題も大事なんです将来担っていただかないといけないんですけど、でも、高齢者が地域で暮らしてる事実は事実としてありますので、うちも高齢者2人で暮らしてますし、夫、後期高齢者に入りましたし、団塊の世代で、向かいの家もお隣も奥さん亡くなられて1人だとか、そういうふうな独居家庭っていうのがやっぱりすごく増えてきてるっていう現状がすごく不安なんですね。だから、徘徊してるのか、お散歩されてるのか見てもわからないということもありますし、そういった現状がね、地域包括支援センターも、ものすごく動いてらっしゃるのも知ってるし社協が、本当に頑張ってるのも知ってるし、ただ、課題項目として、どういうところに、スポットを当ててるのか、見ていくのかというのが、この項目では読み切れなし、これから変わるのかっていうところ辺、もしお考えがあるのでしたら、お聞かせいただきたい。
事務局	人権推進課として今後の高齢者施策の展望等は回答できませんが、その辺のところは委員の方が詳しいし、見識もお持ちだと思われそうですが、人権推進課として、高齢者の相談というのは実際にありますし、きっかけは人権相談から始まって、相談者がいわゆる認知症ケースの方であることもあり、介護保険課を通じて、地域包括支援センターの方に引き継ぎを行うという事例はございます。 人権課題ということであれば、高齢者の人権についても、重要10項目の中に入っておりますので、年3回実施しているヒューマンライツセミナーの中で、令和6年度は高齢者、特に認知症の方の人権という形でのテーマで大学の先生をお呼びして講演会を実施したところでございます
委員	私地域福祉推進会議にも出席していますが、人権として考えた場合、その人がその人らしく、地域の中で生きていけるようにということで、地域共生型の社会を目指して、それから社会福祉協議会と、あと行政の方でタッグを組んで、その辺を考えていきたいと思いますけれども、実際に自分の地域を振り返ってみて、校区地区福祉委員会があり、暮らしの安心ダイヤルがあり、いろんな仕組みがあるんですけれども、実際にそこに入り込めない方もきっといるかと思うので、何か地域ぐるみの、

	何かそういう支え合いができていけばいいなとは思っています。それは、人権の課題としても、必要なことだと思います。
会長	事務局からの説明に対する意見はよろしいですか。 それでは案件の1・2、資料3・4については、様々な意見ありがとうございました。 その他の資料5、5-1、5-2、6、6-1 その他の項目について説明となります。
事務局	資料5をご覧ください。資料5についてはですね、令和7年1月1日に施行されました、阪南市子どもの権利に関する条例となっております。その資料5の条例を受けまして、人権推進課ではどのようにしていくかということを資料5-1に記載しております。資料5-1をご覧ください。こちらの方なんですけれども、一番が、条例趣旨となっております。こちらは、子どもたちはかけがえのない存在であって次世代を担う宝なんだということで、生きる権利育つ権利守られる権利参加する権利を尊重して、また阪南市ではSDGsに取り組んでおりまして、その目標である誰1人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現という考えを踏まえて、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えていくために、この子どもの権利に関する条例を制定しましたと趣旨にあります。2番ですね条例策定の経緯についてですが、令和4年9月29日に(仮称)阪南仮称阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会を条例によって、附属機関として検討委員会を設置いたしました。その後、令和5年1月31日から令和6年3月15日まで。検討委員会委員を全員13人、お呼びいたしまして諮りました。当日から計6回の検討委員会を開催し、諮問をいただいて条例の素案を提出いただきました。その後ですね、パブリックコメントなどを経て、議会の方に提出いたしまして、令和7年1月1日に阪南市子ども権利に関する条例の施行ということになっております。3番が、条例策定後の取組としまして、人権推進課の方で取組を行う形になりました。条例制定をしたことなんですけれども、議会等では説明をさせていただいてるんですけれども、市民の方にまだ周知ができてないということで、リーフレットがまだ策定中ですが、リーフレットを策定しまして、こちらの方で周知啓発に取り組んでいこうと思っております。また民生委員・児童委員や自治会など、地域の方が集まる総会などで条例の説明を開始させていただきたいと考えております。3番目、令和7年度のヒューマライツセミナーは毎年阪南市で行っているのですが、子ども食堂の取組事例がありましたので、子どもの権利に関する研修を行いたいと考えております。また、子どもの権利に関する条例の進捗管理について、進捗管理で行わせていただこうと考えておりまして、項目として、子どもの権利に関する条例の理解を高めるための情報提供や広報活動の実施、子どもの権利に関する条例に基づき、子どもに関する施策や事項について子どもの意見を聞き取る機会の充実を図るために、職員に向け周知啓発を実施という2項目を追記します。その追記の方法としましては、資料5-2の方に、このような形で掲載させてもらおうと思っているのですが、下の2項目として少し、項目を付けさせてもらいたいと思っています。人権推進課の計画の中で入れるところがこの

	辺ぐらいしかありませんで、これで、子どもの権利に関する条例の周知啓発から始めようと思っております。
会長	何かご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。はい。よろしかったでしょう。委員どうぞ。
委員	阪南市子どもの権利に関する条例の主管課は、人権推進課ですか。
事務局	先ほど担当から説明しました検討委員会につきましては、教育委員会事務局学校教育課の所管となっておりますが、条例が市長提案という形になるので、今後の管理等につきましては本課、人権推進課が担当となります。
委員	各地で子ども基本法に基づいて、子どもの権利に関する条例が作られているところだと、聞いておりますが、この子どもの権利に関する条例に関しては、この条例に基づく、この子ども計画の策定はこの条例の中には踏み込んでいないことなんですよ。ね。
事務局	実はご紹介が遅れましたが、検討委員会には、委員にご参加いただき、活発なご意見をいただいたところでございます。その中で、こういった具体的な計画云々というの、委員の、実際13名の委員さんにより、議論いただいたところであり、理念条例として位置付けております。
事務局	子ども基本法に基づく計画の策定や施策の展開については、こども未来部という部署がありまして、そちらが所管しております。人権推進課が所管する子どもの権利条例については子ども基本法と重なるところがありますが、理念条例であることから条例の周知を図り、認識を高める取り組みを推進していくということですね。分けています。よって、総務部人権推進課の担当とこども未来部と一緒に、この子どもの権利については取り組んでいくということでご理解いただけたらと思います。
会長	ありがとうございます。はい。委員どうぞ。
委員	私も子どもの権利に関する条例の検討委員になりまして、1年ぐらいかけてできたんですけども、この阪南市が作った子どもの権利に関する条例は、本当に理念をうたう条例というふうに位置付けられていて、ただ、具体的な子ども施策であるとか、計画は入ってないんですよ。だからそこはどこで作られていくのかなあと。私もその検討委員会の中で、何度か質問はしたんですけども、でも、今、子ども基本法による子ども施策はこども未来部っておっしゃいましたよね。そこと、また新たに作った子どもの権利条例が、同じような時期に、同じようなことができて、でもやっぱりその子

	ども施策については具体的に計画を立てていかないといけない時期だと思ってるんです。だからそれは、人権だけでは、きつしんどいと思うし、もっと子どもに関わる、担当課全部で考えていってもいいぐらいの計画だと思っているんです。私も子ども子育て会議にも出席していますが、子ども子育て支援事業計画の第3期の分が、今年度、新たにできるんですけれども、そこに子どもの権利条例ができたということが入ってないんですよ。資料的には、子どもの権利に関する条例っていう形では、資料としては出すっておっしゃってたんですけれども、本当だったら、小さい子どもから18歳までの子どもに関わることなのに、事業計画っておかしいなあと思ってるんですけれども、ただ事業計画までいく準備できなかったっていうところと言えば、どこかで加味されていくのかなあとは思ってるんですけれども、そこで、今、条例制定後の取り組み予定が、人権推進課としては、周知啓発に取り組むというふうに書かれてるんですけれども、確かに子どもの基本、子どもを1人の人間として認めるとか、子ども主体とか、そういう意識って、やっぱり大人の中では、どうしても子どもは守ってあげないといけない指導しないといけない。大人が、とにかく守ってあげないといけないという意識がすごく強かった。その大人の意識をやっぱり変えないといけないと思って、それを周知、広報していくのってとっても難しいことだと思ってるんです。だからそのリーフレットってどんなのができるのかなと思うんですけれども、やっぱり大人も子どももそのことを学ぶ機会ってとっても大事で、知らせるだけじゃなくって学ぶ機会はとっても大事ななあと思ってます。子ども基本法にも挙げられてるように、やっぱり子どもの声を聞くっていうことが、子どもの意見表明がやっぱり一番大事な部分だと思うので、そこが、どういうふうに、子どもの声をまちづくりに向けて反映させていくっていうふうに条例ではなってるけど、その仕組みをどうやって作っていくかは、何かすごい大きな課題だと思います。
事務局	まちづくりにどのように反映していくのかっていうのもこれはもうこれからいろいろ試行錯誤しながら取り組んでいかないといけないというふうに正直思っています。ただ、今回条例を制定したことに伴いまして、冒頭のあいさつのときにもお伝えしましたが、今年度は阪南市総合計画中期基本計画を策定しますが、策定にあたっては、市民参画により取り組んでまいります。そのなかで、具体的な手法までは決まっていますが、子どもの権利条例を制定したことから、今回、子どもの参画を図っていくという方針を先日庁内の会議で決めたところです。そういう動きをしていくながら、先例をつくっていくことで関係各課がそれぞれの施策の中で取り組んでいき、まちづくりの中で子どもの意見を聞くことを進めていきたいと思っています。
委員	総合計画の基本計画の見直しの中で、その策定委員会があるんですかね。その中で、子どもの参画を考えていくっていうこと。だと思うんですけれども、やっぱり条例作るまでの検討委員会はあったんですけれども、後の、その検討委員会、その条例がどのように具体化されていくのか計画されていくのか、その進捗状況はっていうよ

	うなことを考える。検討委員会はどうしても必要なと思っています。それが新たに作るのが無理であれば、子ども子育て会議の中でそのことを話されてる市町村もあるみたいなので委員会なりが必要ではないかと思ってるので、そこはぜひ考えていただきたいと思います。
事務局	そうですね。先ほど委員おっしゃられたように、十分ありますがまずもって、我々、総務部としましては、周知、或いは意見表明意見集約の場を確立した上で、次のステップに進みたいそのステップというのが、先ほど委員に、ご提言いただいた、本市の場合、こども未来部でございますので、そことの連携というのも1つの手段かなと思うのですが、まずもって、周知、或いは意見集約に注力したいというのが、初年度として考えているところでございます。
会長	子どもの権利に関する条例ができて、そしてその具体化に向けての動きがこれから始まるというところで、このことについてはよろしいでしょうか。はい。どうぞ。
委員	すいません。子どもの権利に関する条例をこれから周知とか啓発に、取り組むということなんですけど。そのリーフレットなりパンフレットは大人向けですか、子ども向けですか。両方ですか。
事務局	はい。委員ありがとうございます。一応、まず両方わかるものを1つベースに作った上で、学校教育課にも協力してもらい、案になりますが、タブレットを媒介として、子どもたちにも分かりやすくコンパクトにまとめるなどの手法もあるので、基本を作った上での検討ということで、将来的にはやはり子どもが主体ですので、子どもや子育て世代が、手に取ってすぐわかるものをめざしたいと考えております。
委員	障がい児の存在も、この中に取り込まれる分野だと思うんですけど。障がい児の中で今すごく増えてきているのが、発達障がいのある子どもだと思います。親御さんはしつけが行き届いてないということで、周りから責められたり、本人はしつけができない子どもということで割とうまくコミュニケーションが取れないっていう環境の中で、そういう子どもにこういう権利があるんだよっていうことを伝えるっていう方法が、申し訳ありません、私はちょっと思い浮かばない。ただ、発達障がいの人たちとのおつき合いを私は結構、長い間してる経験がありますので、わかってもらえなかった思いっていうのは一生残っていくんですね。だから、そういう思いを一生抱えて大人にならなくてもいいような内容であれば嬉しいなと思いますので、親御さんもそうしたくてしてるわけではない。親御さんが、どうすればいいのかがわかれば、虐待も減るであろうし、子どもの人権は守られていくのではないかなという思いもありますので、今言われたそのリーフレットを大人向け或いは、子どもさんがダウンロードして見やすい形にするっていうのは、発達障がいの中でも、文字が読み取りにくい子ども或

	いは、映像がゆがんで見える子どもたちもいらっしゃるので、そういったいろんなケースもちょっと考えた上で、ちゃんと伝わるような内容のものができれば、阪南市はすごいことやってねっていうことにならないかなというふうにちょっと期待しています。
事務局	一応、今我々もマンパワーに頼るところもございますので、また教えを乞うこともあろうかと思います。条例資料5ということで今日ご提供させていただいておりますが、第16条の方には、多様な子どもへの支援というところが項目あります。多様な支援とは、どういう子どもなのかということになると、LGBT、性的マイノリティの子どもや障がいのある子どもや、或いは他、他とコミュニケーションをとるのが苦手な子ども等すべて包含した形で、検討委員会の中でご意見いただいてこの条文が確立されております。そういった支援ということに加えて、条例の11条では、子ども子育て当事者の意見の反映ということもありますので、いろんなケースがございますので、努力は怠らないという形で、共生の時代でございますので、そういった形でご協力し合うという機会もあろうかと思っておりますので、その時はぜひともよろしく願いしたいと考えております。以上でございます。
会長	それでは、このことについて、よろしいでしょうか。
事務局	それでは続いて資料6の説明事務局からお願いします。
事務局	資料6をご覧ください。 資料6は、大阪市港湾局職員による同僚職員に対する業務中における被差別部落への差別に対する、部落解放同盟大阪府連合会の執行委員長による抗議声明文です。被差別部落への差別は許されないものです。阪南市では職員も含め、一層差別について理解を深め差別のない社会を目指していきたいと思っております。また参考として資料6-1において、阪南市で差別事象があった場合の一連の流れを差別事象マニュアルから抜粋して添付しております。参考にご覧いただけたらと思います。
会長	では資料6についてはいかがでしょうか。何かご意見ご質問ございますか。よろしいでしょうか。はい。それでは、6については、詳細をお読みいただくということで。それでは以上をもちまして阪南市人権擁護に関する審議会というものの案件は、滞りなくやってまいりましたが、何か、付け加えとか、そういうことございますでしょうか。複数の委員から、資料の字がちょっと細かすぎて、虫眼鏡がいるよというようなことのご指摘もありましたのでまた次回、よろしく願いいたします。委員どうぞ。
副会長	今日はまたとても、貴重なご意見をお伺いすることができてとても勉強になりました。先ほどの資料6で、発言すればよかったのですが、子どもに向けて子どもの権利をどう伝えていくのかということなんですけれども、私も地元で、CAPという子どもへの

	暴力防止プログラムの実施ということをしてるんです。それは子どもたちに、「この人権というものを生きていく力、生きていくのに、なくてはならないもんなんだよ。」というふうに伝えて、わかりやすく、「安心して生きる権利、自信を持って生きる権利で自由に生きる権利」というふうに伝えてるわけなんですね。もし、それが取られそうになったときどうするかというので、また、具体的に「あれをやっては駄目これをやっては駄目ではなくって、嫌だと言ってもいいし、その子が怖い場所から逃げてもいいし、誰か相談できる大人に相談してもいいし、だけど、もし、そんな怖いことがあって何もできなかったとしても、あなたは別に悪くないんだよ。」「あなたの持ってる、この人間としての権利っていうのは、絶対とられては駄目なんだよ。」ということ、この言葉じゃなく、いろんな寸劇とかワークショップを使って、伝えたり、また、そのようなことを子どもたちが学んでいるということを保護者と、また教員も学ぶのです。その結果、子どもたちが、「実はね」というようなことを大人たちが受けとめるそういう環境を作っていこうという、ことで取り組んでいるのですが、そのプログラムの中には、障がいのある子ども向けのプログラムもあります。また参考になるかもしれませんので発言させていただきました。また事務局にも情報をお送りします。また、私もこの資料を本当に大変なご苦勞でお作りになる中で、感じましたのは多分、委員とか、委員が発言されたことと共通すると思うんですけども、やはりこの人権の課題というように、この主要課題という柱を立てていますけれども、人権というのは非常にこの繋がりやっているわけで、この縦割りにしてこの項目を立てただけでは、とらまえにくいところがあるのかなと思うのですが、色々な施策を市役所の中で持ってるのですが、それをこの人権という形で括って発信していくというのは、これからとても大事ではないかと思い、すぐくエールを込めて、資料を見ながらそのように思いました。
会長	ありがとうございます。 それでは、これで人権擁護に関する審議会を終了させていただきたいと思いますが、本日、各委員からいただいた、意見についてこれから市の全庁的な取組に生かしていただけたらというふうに思います。以上で、全案件を終了します。以後の進行については事務局の方にお返しします。
事務局	会長どうもありがとうございます。本日は、長時間にわたり、ご意見等いただきまして誠にありがとうございました。今回の会議をもちまして、委員委嘱期間が終了となります。2年間にわたり、審議を通じて、貴重なご意見を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。また、7年度8年度審議会の公募市民委員については、公募中でございますので、よろしくお願いします。また、各種団体からの委員推薦については4月上旬に、各団体様宛に依頼をさせていただきますので、その旨お伝えいただきますようどうぞお願いします。本日は、長時間にわたり、会議進行よろしく、いただきまして誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。